

## 三戸町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三戸町における空き家に関する情報提供を行うことにより、空き家の有効活用を通して、交流人口の拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家登録事業（以下「空き家バンク」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住、店舗の用もしくは店舗兼居住の用に供するため建築され、かつ、現に居住、店舗の用もしくは店舗兼居住の用に供していない一戸建ての建築物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地（当該敷地に住宅がないものを除く。）をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家に関する情報を登録し、当該空き家の利用を希望する者に対して町が情報提供する事業をいう。
- (3) 所有者等 空き家について所有権又は売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 仲介業者 空き家に係る交渉及び売買、賃貸借等の契約に関して仲介を行う宅地建物取引業（宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）第2条第2号の宅地建物取引業をいう。）を営む者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱の規定は、空き家バンクによる空き家の取引以外の空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等は、三戸町空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び三戸町空き家バンク登録カード（様式第2号）により町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、現地を調査し、登録しようとする事項の内容等を審査し、登録を適当と認めるときは空き家登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を三戸町空き家バンク登録通知書（様式第3号）により当該登録の申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクにより空き家の利活用を図ることが適当と認めるものは、当該空き家の所有者等に対して空き家バンクによる登録を進めることができる。
- 5 登録所有者等は、利用希望者との空き家に係る交渉及び売買、賃貸借等の契約に関して仲介を希望する場合は、仲介業者に依頼することができる。
- 6 町長は、三戸町空き家バンク登録抹消届出書（様式第4号）により登録抹消の届出があったときは、当該登録物件の登録を抹消するものとする。

(空き家登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定により登録を受けた者（以下「登録所有者等」という。）は、当該登録事項に関し変更があったときは、速やかに三戸町空き家バンク登録変更届出書（様式第5号）により町長に届け出るものとする。

（空き家の登録の抹消等）

第6条 町長は、登録台帳の登録事項について次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳からの抹消を行うとともに、その旨を三戸町空き家バンク登録抹消通知書（様式第6号）により当該登録所有者等に通知するものとする。

- (1) 登録所有者等から三戸町空き家バンク登録抹消届出書の提出があったとき。
- (2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったことを把握したとき。
- (3) 登録台帳に登録した日から2年を経過したとき。
- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が登録台帳に登録しておくことが適当でないと認めたとき。

2 登録所有者等は、前項第3号の規定により登録台帳からの抹消をされた日以後において、第4条第1項の規定による申込みにより、改めて登録することができる。

（空き家の利用申込み等）

第7条 空き家バンクにより登録された空き家を利用しようとする者は、三戸町空き家バンク利用希望申込書（様式第7号）に関係書類を添えて、町長に申し込むものとする。

（契約等の手続）

第8条 利用希望者は、空き家バンクに登録された空き家について売買、賃貸借等の契約を希望するときは、町長に対しその旨を申し出るものとする。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、登録所有者等に対してその旨を連絡するものとする。ただし、利用希望者と登録所有者等との空き家に係る交渉及び売買、賃貸借等の契約については、町は、直接これに関与しない。

（登録情報の提供等）

第9条 町長は、必要に応じ、登録所有者等及び利用希望に対し、利用希望申込書に記載された情報を提供するものとする。

（空き家情報の公表）

第10条 町長は、登録台帳の内容に関して、三戸町の移住定住ポータルサイトへの掲載、窓口での閲覧等の方法により情報を公表するものとする。ただし、所有者等が公表を希望しない事項については、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第11条 登録所有者等及び利用希望者並びに仲介業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報（登録台帳又は利用希望者から知り得た情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。

- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を棄損し、又は滅失することのないよう適切に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏洩、棄損、滅失等の事案が発生した場合は、遅滞なく町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行以前に空き家バンクへの登録の同意をしている者については、三戸町空き家バンク登録申込書及び三戸町空き家バンク登録カードの届出をしたものとみなす。